

2025年度

定 時 総 会 資 料

一般社団法人 自動車公正取引協議会



一般社団法人自動車公正取引協議会  
2025年度 定時総会 次第

2025年6月11日 10:30～12:00  
於:都市センターホテル 3階「コスモスホール」

1. 開 会 の 辞
2. 鈴木会長挨拶
3. 出席人員の報告
4. 議事録署名人の選任
5. 審 議 事 項
  - 第1号議案 2024年度事業報告書(案)及び決算書(案)の件 ..... 2
  - 第2号議案 自動車業における表示に関する公正競争規約についての  
中古自動車に関する施行規則改正(案)の件 ..... 30
  - 第3号議案 理事・監事の選任(案)の件 ..... 34
6. 報 告 事 項
  - 2025年度事業計画書及び会費額並びに予算書の件 ..... 35
7. 閉 会 の 辞

◀第151回理事会を開催▶

<審議事項>

第1号議案 副会長選定(案)の件

第2号議案 相談役の委嘱(案)の件

◆来 賓 挨 拶

## 【第1号議案】

# 2024年度事業報告書(案)及び決算書(案)の件

## 2024年度事業報告書(案)の件

### ≪四輪車関係≫

#### 1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

##### 1) 規約遵守状況調査の実施

###### ① 各地区及び公取協事務局による店頭表示に関する規約遵守状況調査の実施

- ◇ 各地区公取協事務取扱所(4団体支部・支所等)による新車及び中古車の店頭表示に関する規約遵守状況調査を実施
- ◇ 公取協事務局による中古車の店頭表示に関する規約遵守状況調査(訪問調査)を、中販連関係6地区で実施したほか、自販連関係2地区で各地区における規約遵守状況調査に同行する等、調査に協力
- ◇ 調査結果報告書を作成、公取協事務取扱所を通じた全般的指導を実施

###### ② 公取協事務局による広告表示に関する規約遵守状況調査の実施

- ◇ 新車及び中古車の新聞・チラシ広告を対象に、公取協事務局による規約遵守状況調査を実施
  - ▶ 収集期間:2024年8月23日から9月28日、新車497枚(昨年度427枚)、中古車581枚(同575枚)を対象
- ◇ 不当表示に該当するおそれのあるもの(新車2件、中古車1件)については、公取協事務取扱所を通じて改善を指導(厳重注意)、その他表示もれ等についても、改善を要請

##### 2) 広告表示適正化のための普及活動の実施

###### ① 広告制作等に関する事前相談への積極的な対応及び情報提供の実施

- ◇ 広告制作等に関する事前相談に積極的に対応
  - ▶ 2025年度の受付件数は1,201件(昨年度1,929件)
- ◇ 主な相談事例や問題点等について、ホームページや「AFTC INFORMATION」等により、会員に対するリアルタイムな情報提供を実施

## ②「支払総額」の表示を定着させるための中古車情報誌賛助会員等との連携強化

◇「支払総額」の表示を定着させるため、中古車情報誌賛助会員との連携を一層強化、中古車広告表示研究会の開催(3月31日)等を通じ、表示を定着させるための対応や課題について情報共有、意見交換を実施するとともに、表示を定着させるための協力を要請

◇JARO、広告関係事業者との情報共有等を通じ、連携を強化

## 3)関係団体との連携による規約普及活動の推進

◇地区主催の研修会への講師派遣やオンライン形式での開催等、地区における規約普及活動に積極的に協力

◇関係団体及び各地区と連携した規約普及を図るため、公取協事務取扱所(自販連支部、軽自動車協会、整備振興会、中販連支所)所長(専務理事)等を対象としたブロック会議(対面形式またはオンライン形式)を6月から10月に開催

◇各地区における規約普及指導體制の充実を図るため、各地区規約担当者を対象とした研修会(国民生活センター担当者による「最近の自動車に関連した消費生活相談について」に関する講演、公取協における消費者相談受付状況、中古車の「支払総額」表示の定着化)を11月に開催

## 2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動

### 1)会員事業者(「表示管理者」)等を対象とした研修会の開催

#### ①eラーニング(動画配信)による規約等に関する研修会の開催

◇会員事業者(メーカー、インポーター、ディーラー)の「表示管理者」を対象とした、規約や広告宣伝に関する研修会(「基礎研修」及び「レベルアップ研修」)を、オンライン(eラーニングによる動画配信)で2月17日～3月14日に開催(1,686人が受講)

#### ②ブロックや地区単位、事業者単位の規約等に関する研修会の開催

◇地区(自販連5地区、振興会2地区、中販連14地区)や会員事業者(4社)の要望に基づき、担当部門やスキル等に応じた研修会を、集合形式又はオンライン形式で開催

### 2)広告関係事業者(「広告表示管理者」)を対象とした研修会の開催

#### ①eラーニング(動画配信)による規約等に関する研修会の開催

◇会員事業者対象の研修会と併せて、広告関係事業者の「広告表示管理者」を対象とした研修会(「基礎研修」及び「レベルアップ研修」)を、オンライン(eラーニングによる動画配信)で2月17日～3月14日に開催、受講者には、会員事業者が安心して広告作成を依頼できる目安として、「広告表示管理者研修 受講証」を発行

#### ②地区単位、事業者単位の規約等に関する研修会の開催

◇地区単位の会員事業者対象の研修会に広告関係事業者の参加を呼び掛けるとともに、広告関係事業者2社を対象とした研修会を開催

### 3)「表示管理者」を通じた規約普及活動の推進と表示管理体制充実の促進

- ◇「表示管理者」による表示等のチェックや規約に基づく適正な表示の周知等、各社における規約の普及活動を推進する等、表示管理体制の充実を促進
- ◇表示管理者の選任の有無をはじめとした、会員事業者の表示等管理体制を点検するためのセルフチェックをディーラー985社において実施

## 3. 中古車の「支払総額」の表示を定着させるための普及活動

### 1)「支払総額」の表示を定着させるための普及活動等の実施

#### ①各地区公取協事務取扱所と連携した普及活動の実施

- ◇各地区公取協事務取扱所と連携した「支払総額」の表示に関する研修会の開催
- ◇各地区における普及状況の実態や問題点に関する意見交換会等の開催
  - ▶ 各地区中古車部会・委員会や規約担当者研修会において情報共有を実施

#### ②「支払総額」の解説動画やプライスカード作成システムを活用した普及促進

- ◇「支払総額」の表示に関する解説動画(HPに公開)の視聴促進
  - ▶ 動画ダウンロード数10,458回
- ◇「支払総額」の表示に対応したプライスカード作成システム(HPに公開)の利用促進
  - ▶ ディーラー関係210社、専門店関係874社が利用登録、約5万2千枚作成

#### ③「支払総額」の表示についての消費者に対するPR活動の実施

- ◇「表示された価格で購入できないお店がある」ことの注意喚起と併せ、「中古車購入は支払総額表示で安心の公取協会員店」を店頭でPRするためのポスターを作成、会員事業者に配布予定
- ◇YouTubeのCM動画や公取協ホームページを活用し、消費者に対して「中古車の価格表示が『支払総額』に変わったこと」及び「公取協会員店は、『支払総額』の表示で安心であること」を周知するためのPR活動を実施
  - ▶ 公取協ホームページに特設ページを開設、アクセス数約26万回
  - ▶ YouTube動画(30秒)を配信、視聴回数約328万回、併せて6秒のバンパー広告を約810万回配信
- ◇中古車情報サイト(賛助会員5社のウェブサイト)において、「中古車の価格表示が『支払総額』に変わったこと」及び「『支払総額』の表示が安心であること」について、消費者に対する周知・啓発活動を実施
  - ▶ 中古車情報サイトトップページにバナーを掲載(2024年4月～9月)
- ◇中販連と連携し、中古車情報サイトを活用した消費者に対する周知・啓発活動を実施

#### ④「支払総額」の表示の定着状況に関する実態把握の実施

- ◇「支払総額」の表示の実施状況等について、消費者からの苦情相談のモニタリング、店頭表示及び広告表示に関する規約遵守状況調査を通じて実態を把握
  - ▶ 「支払総額で購入できない」等の苦情相談は2023年10月～2025年3月末迄で223件
  - ▶ AFTC INFORMATION(「支払総額」で購入できない等の苦情が、引き続き寄せられています!!)を2024年6月に発出したことにより、苦情相談の月平均件数は、2023年10月～2024年7月の16.9件から、2024年8月～2025年3月は6.8件に減少

### 2) 不当な価格表示に対する監視・指導の強化と厳正な対処

#### ① 苦情相談のモニタリングと販売実態のモニタリングの実施

- ◇消費者からの苦情相談(「支払総額」で購入できない)のモニタリングに基づき、販売実態のモニタリングを実施
  - ▶ 中古車の不当な価格表示及び不適切な販売行為について、消費者からの苦情相談の多い大手等(多店舗展開)や未使用車専門店等、中古車専門店20社に対する第4回の販売実態のモニタリングを実施中

#### ② 苦情相談の多い事業者の表示と販売実態調査の実施

- ◇中古車の不当な価格表示や不適切な販売行為等、消費者からの苦情相談の多い事業者の表示と販売実態に関する調査を実施中

#### ③ 不当な価格表示に対する厳正な対処

- ◇上記①、②の調査の結果、不当な価格表示や不適切な販売行為が認められた場合、規約違反措置基準に基づき、「嚴重警告」の措置を採るとともに、悪質な場合は併せて「違約金」、「事業者名公表」の措置を採る等、厳正に対処

### 3) 店頭展示車の表示(プライスボード)に関する規定見直しの検討

#### ■ プライスボードの電子化を踏まえた表示規定見直しの検討

- ◇店頭展示車の表示(プライスボード)について、タブレット端末等の電子機器を用いた表示が普及しつつあることを踏まえ、必要表示事項の文字サイズ等を含め、実態に即した規定とするための見直し(施行規則の改正)を検討

## 4. 修復歴等の不当表示の未然防止と厳正な対処

### 1) 修復歴及び冠水車、走行距離等の不当表示の未然防止の実施

- ◇規約遵守状況調査や研修会を通じ、修復歴及び冠水車、走行距離等の適正な表示について周知活動を実施、問題のある表示については改善指導を実施

## 2)修復歴等の不当表示に関する監視調査の継続実施と厳正な対処

- ◇オークションで落札された修復歴車や冠水車、改ざん歴車の販売時の表示実態調査を継続して実施
  - ▶ 昨年度までの調査結果に基づき、修復歴に関する不当表示を行った会員1社に「嚴重警告」の措置を採る予定、2社について調査を継続
  - ▶ 今年度の調査についても、現在並行して実施中
- ◇非会員の不当表示に対しては、消費者庁や都道府県に景品表示法に基づく措置を要請
  - ▶ 昨年度の調査結果に基づき、非会員5社(修復歴4件、冠水車2件)について、消費者庁に措置を要請

## 5.「ステルスマーケティング告示」の施行に伴う規約・規則改正(案)の認定・承認申請及び周知活動

### 1)規約・規則改正(案)の認定・承認申請

- ◇「ステルスマーケティング」を景品表示法上の不当表示として指定する告示が施行されたことに伴い、同告示に対応した不当表示の禁止規定を新設した規約・規則改正(案)について2024年6月の定時総会で承認を得て、消費者庁及び公取委に認定・承認を申請、2025年3月に認定・承認された(同年4月1日施行)

### 2)「口コミ」投稿等における不当表示未然防止のための周知活動の実施

- ◇研修会等を通じ、「事業者の表示であるにもかかわらず、事業者の表示であることが判別困難な表示」は、優良・有利誤認となるかどうかは問わず、不当表示となること等について周知活動を実施
- ◇中古車情報ウェブサイトにおける「口コミ」投稿の実態調査を実施中、問題となるおそれのある「口コミ」投稿が認められた場合、当該事業者及び同「口コミ」が掲載された中古車情報媒体社に対するヒアリング等を実施、問題発生の原因等を把握するとともに、問題が見られた場合は改善指導を実施
  - ▶ 苦情相談の多い事業者44社(総相談件数1,496件)の134店舗を対象に、中古車情報サイト(グー、カーセンサー)とGoogleの「口コミ」を確認、中古車情報サイト媒体社に対し、不当表示未然防止のための対応等、今後ヒアリングを実施

## 6. カタログ等の装備品の表示の問題点及び適正表示に関する周知活動

### 1)ウェブカタログの装備品表示の問題点等に関する周知活動の実施

- ◇研修会等を通じ、実際には「標準装備」ではないにもかかわらず、「標準装備」であるかのように誤認されるおそれのある表示など、ウェブサイト(ウェブカタログ)における表示実態調査で見られた問題点について、周知活動を実施

## 2)消費者にわかりやすい適正な表示の周知活動の実施

- ◇カタログや広告等の装備品等の表示及び打消し表示について、消費者にとって分かりやすい、明瞭な表示等、適正な表示方法に関する周知活動を実施
  - ▶ 国産メーカー及びインポーターを対象とした研修会をオンラインで3回開催、カタログ制作会社の担当者等も含め、約450人が参加
- ◇上記について、表示の状況に関する実態把握を適宜実施、問題等がみられた場合は改善指導を実施
  - ▶ 実際には標準装備ではないにもかかわらず、標準装備と表示していた会員事業者1社に対し、「警告」の措置

## 7. 自動運転化技術に関する適正な表示の検討及び普及活動

### 1)運転支援機能(レベル1、2)及び自動運転機能(レベル3)に関する表示の考え方の周知活動の実施

- ◇研修会等を通じ、「運転支援車(レベル1、2)並びに自動運転車(レベル3)及びその機能の表示に関する規約運用の考え方」の周知活動を実施

### 2)自動運転機能(レベル4以降)に関する表示のあり方の検討

- ◇自動運転化技術レベル4以降の自動運転車及びその機能について、消費者の誤解や過信を招かないようにするため、テレビCM等における表示(映像表現)のあり方及び注意喚起表示の内容等について、関係機関と連携しながら検討

### 3)中古車の運転支援機能等の今後の表示のあり方の検討及び情報提供の実施

- ◇中古車販売時における表示や情報提供及びそのための情報収集のあり方等について検討、必要に応じて情報提供を実施

### 4)表示の実態把握及び改善指導の実施

- ◇上記1)及び3)について、テレビCM等の広告や店頭における表示の状況に関する実態把握を適宜実施、問題等がみられた場合は改善指導を実施

## 8. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

### 1)SNS等を活用した広告宣伝における留意点の周知活動の実施

- ◇研修会等を通じて、SNS等を活用した広告宣伝における表示の留意点について周知活動を実施するとともに、SNSの表示に関する実態把握を適宜実施

### 2)新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

- ◇消費者ニーズに対応した新たな販売方法やサービス等に関する実態把握等を実施、表示上の問題の有無や、必要に応じて表示のあり方について検討

## 9. 中古車の車両状態評価に関する監修・監査及びPRの実施

### 1) 車両状態評価に関する監修基準に基づく監修及び監査の実施

- ◇申請のあった、車両状態評価を行う評価機関1機関の車両状態評価制度(システム)について、監修基準を満たしているか確認中、監修基準を満たしている場合は監修を実施
- ◇監修を受けた車両状態評価機関(7機関)における評価制度(システム)の運用状況について、監査を3月末までに実施

### 2) 車両状態評価に関する監修制度等についてのPR活動の実施

- ◇公取協の車両状態評価の「監修制度」及び監修を受けた「評価機関」並びに「評価付き中古車」の信頼性について、ホームページ等を通じて一般消費者に対するPR活動を実施

## 10. 消費者関連事業の推進

### 1) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための活動の実施

#### ① 苦情・相談の受付と、トラブル対応・未然防止のための情報提供の実施

- ◇消費者からの苦情・相談を効率的に受け付け、トラブル解決のための適切な助言を行う等、迅速かつ適切に対応
  - ▶ 2025年3月末までの相談受付件数 5,529件、内四輪車関係5,201件(新車関係1,288件、中古車関係3,147件)
- ◇受付けた苦情相談を基にトラブルの発生原因や規約(表示上の問題)との関連、販売対応の問題点等を分析、ホームページ等において、購入の際の留意点やトラブル防止のための注意点等を消費者に情報提供するとともに、相談が増加しているものや悪質なものについては、注意喚起を実施
- ◇長納期の新車の販売において、
  - ▶ 「オプション装備品やメンテナンスパック、コーティング等の購入」や「任意保険への加入」、「ローンによる購入」
  - ▶ 現金購入の場合であっても、一年間は「所有権を留保」する(販売事業者名義とする)
  - ▶ 「下取車」の入庫

等の条件を提示し、同意しない場合は販売しない、または、同意した消費者に優先して販売する等、不適切な販売方法に関する消費者からの苦情相談が2024年4月～10月の間に79件(2023年度79件)寄せられたことを踏まえ、「新車の不適切な販売方法」について注意喚起を実施

#### ② 「消費者相談対応マニュアル」、「同ハンドブック」に基づく研修会の開催

- ◇各地区公取協事務取扱所や会員事業者からの要望に基づき、「消費者相談対応マニュアル」及び「同ハンドブック」に基づく研修会等を自販連関係3地区、中販連関係1地区、会員事業者1社で開催

◇中古車の「支払総額」の表示に関する規約改正を踏まえ「消費者相談対応マニュアル」及び「同ハンドブック」を改訂予定

### ③苦情相談件数が多い事業者に対する監視調査及び改善指導の実施

◇苦情相談件数が多い、または、悪質性が高いと判断される事業者のうち、不当な価格表示及び不適切な販売行為・対応に関する問題がみられた会員事業者1社について販売実態に関する調査を実施、規約違反が認められたため「警告」の措置を採るとともに、販売対応についても改善指導を実施する予定

## 2)国民生活センター及び消費生活センターとの連携強化

◇地区消費生活センター等からの要請に基づき、相談受付担当者を対象とした、相談受付状況や消費者相談への対応方法等に関する研修を5回実施

## 3)消費者団体等との情報交換活動の実施

◇国民生活センターと新車の不適切な販売方法やリースに関する苦情相談について情報交換活動を実施

# 11. 広報PR活動の実施

## 1)「支払総額」の表示で安心の公取協会員店の消費者に対するPR活動の実施

◇「中古車の価格表示が『支払総額』に変わったこと」及び「公取協会員店は『支払総額』の表示で安心であること」等、消費者に対して「支払総額」を表示している会員店の優良品性をPRするための動画を作成し、YouTube に公開、ホームページに誘導するバナー広告を配信

▶ 再生回数は30秒動画約328万回、6秒動画約810万回

## 2)会員に対する情報提供の充実

◇メールを活用した「AFTC INFORMATION」等を通じ、規約運用の考え方や広告表示に関する注意点等の情報を会員に配信、公取協の活動内容や各種情報を掲載した「公取協ニュース」(機関紙)を発行

# 12. 大型車関係事業の推進

## 1)規約に基づく適正表示の推進

◇大型車関係の会員事業者や広告関係事業者を対象に、規約や広告宣伝に関するマニュアル等に基づく研修会を開催

## 2)独禁法、下請法に関する普及活動の実施

◇大型車の実態等を踏まえた燃費や運転支援機能等に関する情報提供のあり方について、メーカー、ディーラーへのヒアリングを継続して実施しながら検討

- ◇独禁法、下請法の運用状況等を踏まえ、マニュアルに基づく研修会を開催
- ◇独禁法・下請法の普及状況等に関する地区大型車委員会との懇談会を自販連関係で開催する等、各地区の活動に協力

## **13. その他の事業**

### **1)関係団体及び地方組織との連携強化活動**

- ◇関係団体及び各地区との連携強化を図るため、公取協事務取扱所(自販連支部、軽自動車協会、整備振興会、中販連支所)所長(専務理事)を対象としたブロック会議(対面形式またはオンライン形式)を6月から10月に開催
- ◇公取協事務取扱所の規約担当者を対象とした研修会を11月に開催

### **2)公正取引に関する法令(独禁法、下請法等)の普及指導**

- ◇会員における独占禁止法や下請法違反行為の未然防止を図るため、「事業者団体活動と独禁法」に関するマニュアル及び下請法マニュアルの活用を促進、同マニュアルに基づく研修会を会員事業者1社で開催したほか、自販連関係4地区で下請法に関する研修を実施する等、普及活動を実施

## 【参考】

### 1. 規約違反に対する措置件数

○2025年3月末までに公取協がとった措置件数は以下のとおり

措置区分 \ 対象区分	表示		景品		計
	新車	中古車	新車	中古車	
口頭注意	0	0	0	0	0
文書注意	2※1	1※3	0	0	3
警告	1※2	0	0	0	1
嚴重警告	0	0	0	0	0
違約金	0	0	0	0	0
計	3	1	0	0	4

※1 不当な価格表示及び写真と価格の不一致(いずれもチラシ広告調査)

※2 カタログの装備品に関する不当表示

※3 不当な価格表示(チラシ広告調査)

### 2. 規約参加事業者数の現況

○2025年3月末現在の規約参加事業者数

13,973 社 (期首 13,952社)

○2024年4月から2025年3月までの入退会事業者数

入会等事業者数 340 社

退会等事業者数 319 社

( +21 社)

## 《二輪車関係》

### 1. 会員専用ページを活用した規約の普及活動

#### 1) 店頭表示のセルフチェック活動を通じた適正表示の促進

##### ① 会員専用ページを活用したセルフチェックを実施

◇ 会員専用ページを活用して会員店自らセルフチェックを実施(実施期間:2024年10月24日から2025年3月31日まで実施)

◇ 2025年1月より各方面によるフォロー活動を実施してセルフチェック活動の実施を徹底

##### ② 国内4銘柄の担当によるフォロー活動の実施

◇ セルフチェック実施期間後にフォロー活動を実施した結果、対象店舗数 4,571 店中、3,570 店(78.1%)においてセルフチェックを実施、規約の遵守率は 99.4%(前年度は実施率88.2%、規約遵守率98.7%)

##### ③ オートバイ組合及び輸入組合によるフォロー活動の実施

◇ オートバイ組合関係は、対象店舗数 627 店中、375 店(59.8%)においてセルフチェックを実施、規約の遵守率は 98.7%(前年度は実施率68.8%、規約遵守率98.8%)

輸入組合関係は、対象店舗数 203 店中、150 店(73.9%)においてセルフチェックを実施、規約の遵守率は 99.3%(前年度は実施率78.5%、規約遵守率98.2%)

##### ④ 公取協によるフォロー活動の実施(所属団体はあるが担当販社のない会員店及び直接入会の会員店)

◇ 対象店舗数 1,621 店中、1,106 店(68.2%)においてセルフチェックを実施、規約の遵守率は 99.0%(前年度は実施率79.7%、規約遵守率74.6%)

上記の結果、対象店舗数 7,022 店中、5,201 店(74.0%)においてセルフチェックを実施、規約の遵守率は 99.3%(前年度は実施率84.1%、規約遵守率93.0%)

##### ⑤ セルフチェック活動を通じた適正表示の実施を、より一層徹底するための検討

◇ セルフチェック実施時にプライスカードの画像も送信して公取協が確認できるシステムの構築等、より精度の高いセルフチェックの実施方法について引き続き検討

◇ セルフチェック実施のインセンティブとして、会員店検索画面や店頭において「セルフチェック実施済」のマークが表示できるようにする等、セルフチェック実施の促進と適正表示の徹底を図る方法について引き続き検討

◇ セルフチェックを実施した際にプライスカードに「表示もれ」があった場合、「表示もれ」を修正することで適正表示を実施する流れを会員専用ページ上で周知したが、一部で「表示もれ」が残ったまま終了しているケースが見受けられたため、一連の流れを動画にまとめてわかりやすく周知する等の対応を、今後、実施する予定

## 2)会員専用ページ利用促進による規約の普及活動の定着化

### ①効果的で効率的な規約普及を行うため、会員専用ページの利用を促進

- ◇会員専用ページやダイレクトメールを活用した情報発信を実施、情報提供を充実
- ◇会員専用ページの便利な機能等を引き続き会員に周知
- ◇公取協のホームページ(スマートフォン版)を改修し、スマートフォンから、利用登録やセルフチェック実施、品質評価講習受講を可能にする等、会員店の利便性を向上

### ②より効果的で効率的な普及活動の検討と実施

- ◇会員専用ページを活用した規約の普及活動を充実させるため、セルフチェック未実施店や品質評価者更新講習の未受講者には、会員専用ページに登録済のアドレスにメールを繰り返し送信して実施を促進
- ◇公取協コールセンターから、未実施店に対する電話によるフォロー活動を実施
- ◇国内4銘柄については、店舗毎のセルフチェックの実施状況について随時情報共有しながらフォロー活動を実施
- ◇オートバイ組合関係については、事務取扱所長連絡会議(オンライン)を2回開催、実施状況や方法等について確認した上でフォロー活動を実施

## 2. 中古二輪車の品質評価(「品質評価実施店」)の定着化

### 1)「品質評価実施店」の拡充

- ◇店頭表示のセルフチェックの実施徹底や新規入会講習の実施、品質評価者更新講習受講促進の実施により、適正表示を実施している会員店を「品質評価実施店」に選定  
本年度の「品質評価実施店」は、対象店6,895店中、5,276店で76.5%(前年度は65.7%)

### 2)品質評価者講習の実施

- ◇会員専用ページにログインして申し込みと受講を行う、eラーニングによる品質評価者講習が定着
- ◇国内4銘柄及びインポーター、関係団体と受講状況を共有、各方面によるフォロー活動を実施
- ◇未受講者に対してメールを繰り返し送信するとともに、公取協コールセンターから、電話によるフォロー活動を実施
- ◇eラーニングによる品質評価者講習を実施、受講者数1,769名(新規801名、更新968名)、更新率は86.1%(前年度は受講者数2,083名 新規597名、更新1,486名 更新率88.8%)

### 3)「品質評価実施店」の積極的な PR の実施

- ◇「品質評価実施店」に関するPR動画(30秒)をYouTubeやSNSへ配信する等PRを実施、2024年4月から2025年1月末までのYouTubeでの動画視聴回数は約226万回(前年度約304万回)
- ◇新たに「品質評価実施店」に関するPR動画(30秒)を作成し、2月より配信開始  
2月から3月末までの動画視聴回数は約38万回
- ◇上記動画に加え、「バイクの購入は安心の品質評価実施店で」と題したバンパー広告(6秒)を作成、2月より配信、効果的なPRを実施  
2月から3月末までの視聴回数は約94万回

## 3. 走行距離等の不当表示の未然防止と厳正な対処

### 1)走行距離及び冠水車等の不当表示の未然防止の実施

- ◇会員専用ページ等を通じ、走行距離及び冠水車等の適正な表示について周知活動を実施

### 2)走行距離表示に関する実態調査の実施

- ◇二輪情報誌及びウェブサイトにおける走行距離表示に関する第7回実態調査を2024年9月から2024年10月にかけて実施
- ◇調査対象媒体は全国の情報誌及びウェブサイトの3社、調査対象台数は3,348台(日本二輪車オークション協会の走行距離確認サービスを利用している情報誌及びWEBサイトは調査対象外とした)
- ◇調査の結果、会員店、非会員ともに走行距離の不当表示は見られなかった

### 3)二輪情報誌との連携による適正な走行距離表示の促進

- ◇二輪情報誌と走行距離表示の適正化のための諸課題等に関する意見交換を適宜実施して情報共有した

## 4. 「ステルスマーケティング告示」の施行に伴う規約・規則改正(案)の認定・承認申請及び周知活動

### 1)規約・規則改正(案)の認定・承認申請

- ◇「ステルスマーケティング」を景品表示法上の不当表示として指定する告示が施行されたことに伴い、同告示に対応した不当表示の禁止規定を新設した規約・規則改正(案)について2024年6月の定時総会で承認を得て、消費者庁及び公取委に認定・承認を申請、2025年3月に認定・承認された(同年4月1日施行)

## 2)「口コミ」投稿等における不当表示未然防止のための周知活動の実施

- ◇会員専用ページ等を通じ、優良・有利誤認となるかどうかは問わず、「事業者の表示であるにもかかわらず、事業者の表示であることが判別困難な表示」は不当表示となること等について周知活動を実施
- ◇中古車情報ウェブサイトにおける「口コミ」投稿の実態調査を実施中、問題となるおそれのある「口コミ」投稿が認められた場合、同「口コミ」が掲載された中古車情報媒体社に対するヒアリング等を実施、問題発生の原因等を把握するとともに、今後の対応を検討

## 5. カタログ等の装備品の表示の問題点及び適正表示に関する周知活動

### 1)ウェブカタログの装備品表示の問題点等に関する周知活動の実施

- ◇「写真の車両は実際のものとは仕様が異なる場合がある」旨の表示や「アクセサリー装着車」と表示しながら、その内容が明示されていない等、ウェブサイト(ウェブカタログ)における表示実態調査で見られた問題点について、モーターサイクルインフォメーションによる周知活動を実施

### 2)消費者にわかりやすい適正な表示の周知活動の実施

- ◇カタログや広告等の装備品等の表示及び打消し表示について、消費者にとってわかりやすい、明瞭な表示等、適正な表示方法に関する研修会を、メーカー及びインポーター等を対象に開催予定

## 6. 規約の一層の定着化を図るための普及活動の実施及び今後の規約指導体制等に関する検討

### 1)今後の規約普及活動や指導体制等に関する検討、実施

- ◇会員専用ページを活用した規約の普及活動を充実させるための方策について検討
- ◇店頭表示に関するセルフチェック未実施の会員店や品質評価者講習未受講の会員店へのセルフチェック実施、品質評価者講習受講を促進するため、規約アドバイザー制度を新設して会員店の訪問活動を実施  
本年度は規約アドバイザー5名体制で4地区(千葉、名古屋、大阪、兵庫)36店において訪問活動を実施
- ◇国内4銘柄や関係団体等と連携して効果的な普及活動を実施
- ◇会員専用ページを活用して、会員店自らが規約普及活動の実施状況をPRするためのツール作成を可能にする等、会員店がメリットと感じられる方策について、引き続き検討
- ◇会員専用ページの利用登録状況は7,022店中、6,499店(92.6%)

## 7. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

### 1) SNS等を活用した広告宣伝における留意点の周知活動の実施

◇SNS等を活用した広告宣伝において「必要表示事項の表示もれ」や「不当な価格表示のおそれのある表示」が見受けられたため、SNS等を活用した広告宣伝における表示の留意点について、モーターサイクルインフォメーションによる周知活動を実施

### 2) 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

◇消費者ニーズに対応した新たな販売方法やサービス等に関する実態把握等を実施、表示上の問題の有無や、必要に応じて表示のあり方について検討

## 8. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動

### 1) 消費者からの苦情・相談の受付と対応

◇消費者からの苦情・相談を受け、トラブル解決のための適切なアドバイスを行う等、迅速かつ適切に対応

- ▶ 2024年度の相談受付件数5,529件、内二輪車関係303件(前年度は相談受付件数5,295件、内二輪車関係310件)

## 【参 考】

### 1. 規約違反に対する措置件数

○2025年3月末までに公取協がとった措置件数は以下のとおり

措置区分 \ 対象区分	表示		景品		計
	新車	中古車	新車	中古車	
口頭注意	0	0	0	0	0
文書注意	0	0	0	0	0
警 告	1 <sup>※1</sup>	0	0	0	1
嚴重警告	0	0	0	0	0
違 約 金	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	1

※1 製造国名に関する不当表示

### 2. 規約参加事業者数の現況

○2025年3月末現在の規約参加事業者数

5,539 社（期首 5,290 社）

○2024年4月から2025年3月末までの入退会事業者数

入会等事業者数 472 社

退会等事業者数 223 社

（ +249 社）

#### 《四輪・二輪合計》

○2025年3月末現在の規約参加事業者数

19,512 社（期首 19,242社）

○2024年4月から2025年3月までの入退会事業者数

入会等事業者数 812 社

退会等事業者数 542 社

（ +270 社）

# 2024年度決算書(案)の件

## 1. 貸借対照表

2025年3月31日

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
<b>I.資産の部</b>			
<b>1.流動資産</b>			
<b>流動資産合計</b>	<b>161,686,721</b>	<b>150,768,806</b>	<b>10,917,915</b>
現金	787,402	1,051,486	△ 264,084
預金	151,429,616	131,813,400	19,616,216
未収金	1,937,410	9,215,020	△ 7,277,610
前払金	1,649,185	1,525,095	124,090
在庫品	5,883,108	7,163,805	△ 1,280,697
<b>2.固定資産</b>			
<b>固定資産合計</b>	<b>255,491,886</b>	<b>258,033,090</b>	<b>△ 2,541,204</b>
(1)基本財産 (基本財産合計)	162,130,617	162,130,617	0
差入保証金	4,660,617	4,660,617	0
基本財産組入預金	58,470,000	58,470,000	0
広報PR関係事業預金	85,000,000	85,000,000	0
消費者相談関係事業預金	14,000,000	14,000,000	0
(2)特定資産 (特定資産合計)	92,983,722	95,524,926	△ 2,541,204
退職給与引当預金	92,983,722	95,524,926	△ 2,541,204
(3)その他の固定資産 (その他の固定資産合計)	377,547	377,547	0
電話加入権	377,547	377,547	0
<b>資産合計</b>	<b>417,178,607</b>	<b>408,801,896</b>	<b>8,376,711</b>

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
<b>Ⅱ.負債の部</b>			
<b>1.流動負債</b>			
流動負債合計	<b>61,317,606</b>	<b>60,374,619</b>	<b>942,987</b>
預り金	2,014,276	1,941,548	72,728
未払金	26,792,330	25,433,071	1,359,259
前受会費	6,000	0	6,000
前受金	5,000	0	5,000
違約金勘定	0	3,000,000	△ 3,000,000
総会開催費用引当金	18,500,000	17,000,000	1,500,000
指導普及事業引当金	7,000,000	6,000,000	1,000,000
広報PR事業引当金	5,000,000	5,000,000	0
情報システム事業引当金	2,000,000	2,000,000	0
<b>2.固定負債</b>			
固定負債合計	<b>92,983,722</b>	<b>95,524,926</b>	<b>△ 2,541,204</b>
退職給与引当金	92,983,722	95,524,926	△ 2,541,204
負債合計	<b>154,301,328</b>	<b>155,899,545</b>	<b>△ 1,598,217</b>
<b>Ⅲ.正味財産の部</b>			
<b>1.一般正味財産</b>			
一般正味財産合計	<b>262,877,279</b>	<b>252,902,351</b>	<b>9,974,928</b>
(うち基本財産への充当額)	( 162,130,617 )	( 162,130,617 )	( 0 )
負債及び正味財産合計	<b>417,178,607</b>	<b>408,801,896</b>	<b>8,376,711</b>

## 2. 正味財産増減計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
1) 経常収益			
(1) 受取会費	( 260,259,000 )	( 259,387,000 )	( 872,000 )
① 普通会员会費	42,921,000	42,921,000	0
② 維持会員会費	215,130,000	214,258,000	872,000
③ 賛助会員会費	2,208,000	2,208,000	0
(2) 受取入金	( 3,775,000 )	( 1,935,000 )	( 1,840,000 )
(3) 事業収益	( 22,573,010 )	( 33,099,720 )	( △ 10,526,710 )
① 資料頒布収益	13,440,010	20,713,720	△ 7,273,710
② 講習会会費収入	9,133,000	12,386,000	△ 3,253,000
(4) 雑収益	( 254,539 )	( 152,961 )	( 101,578 )
(5) 違約金収益	( 0 )	( 3,000,000 )	( △ 3,000,000 )
(6) 違約金預金取崩収益	( 3,000,000 )	( 3,000,000 )	( 0 )
(7) 総会開催費用引当預金取崩収益	( 6,500,000 )	( 0 )	( 6,500,000 )
(8) 退職給与引当預金取崩収益	( 12,360,517 )	( 17,394,541 )	( △ 5,034,024 )
( 経常収益計 )	( 308,722,066 )	( 317,969,222 )	( △ 9,247,156 )

(単位;円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
2) 経常費用			
(1) 事業費	( 234,078,920 )	( 224,944,771 )	( 9,134,149 )
① 調査研究事業費	12,943,725	12,739,706	204,019
② 指導普及事業費	19,640,321	18,636,743	1,003,578
③ 独禁法等調査研究事業費	2,421,367	1,656,767	764,600
④ 広報PR事業費	19,806,866	19,668,358	138,508
⑤ 組織対策事業費	15,543,519	14,169,321	1,374,198
⑥ 講習会開催事業費	7,679,942	7,777,376	△ 97,434
⑦ 情報システム関係事業費	5,999,062	5,568,074	430,988
⑧ 資料頒布事業原価	5,115,012	8,014,949	△ 2,899,937
⑨ 関係団体負担金	2,999,000	2,999,000	0
⑩ 会費徴収事務費	7,798,700	7,746,218	52,482
⑪ 役員報酬	17,802,000	17,676,000	126,000
⑫ 確定拠出年金掛金	378,000	504,000	△ 126,000
⑬ 給料手当	69,874,146	68,426,591	1,447,555
⑭ 法定福利費	14,178,901	15,237,093	△ 1,058,192
⑮ 厚生費	3,879,204	3,852,222	26,982
⑯ 会議費	9,299,487	1,496,927	7,802,560
⑰ 賃借料	12,840,180	12,840,180	0
⑱ 施設維持費	602,388	602,388	0
⑲ 通信運搬費	3,067,813	3,115,386	△ 47,573
⑳ 光熱水料費	621,707	675,611	△ 53,904
㉑ 消耗品費	900,989	964,405	△ 63,416
㉒ 修繕費	19,800	19,800	0
㉓ 交際費	139,767	160,960	△ 21,193
㉔ 旅費交通費	23,760	22,280	1,480
㉕ 雑費	503,264	374,416	128,848

(単位;円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
(2) 管理費	( 32,576,388 )	( 32,724,914 )	( △ 148,526 )
① 役員報酬	11,868,000	11,784,000	84,000
② 確定拠出年金掛金	252,000	336,000	△ 84,000
③ 給料手当	13,316,420	13,746,060	△ 429,640
④ 法定福利費	4,022,653	4,234,424	△ 211,771
⑤ 厚生費	592,800	821,180	△ 228,380
⑥ 会議費	836,578	139,928	696,650
⑦ 賃借料	1,426,680	1,426,680	0
⑧ 施設維持費	66,912	66,912	0
⑨ 通信運搬費	27,414	16,447	10,967
⑩ 光熱水料費	69,079	75,067	△ 5,988
⑪ 消耗品費	73,388	48,600	24,788
⑫ 修繕費	2,200	2,200	0
⑬ 交際費	8,037	12,457	△ 4,420
⑭ 旅費交通費	4,420	2,300	2,120
⑮ 雑費	9,807	12,659	△ 2,852
(3) その他の費用	( 32,091,830 )	( 47,472,550 )	( △ 15,380,720 )
① 違約金預金繰入額	0	3,000,000	△ 3,000,000
② 総会開催費用引当金繰入額	8,000,000	7,000,000	1,000,000
③ 指導普及事業引当金繰入額	1,000,000	6,000,000	△ 5,000,000
④ 退職給与引当金繰入額	9,819,313	12,678,009	△ 2,858,696
⑤ 特定退職金共済掛金	912,000	1,400,000	△ 488,000
⑥ 退職金	12,360,517	17,394,541	△ 5,034,024
( 経常費用計 )	( 298,747,138 )	( 305,142,235 )	( △ 6,395,097 )
一般正味財産増減額	9,974,928	12,826,987	△ 2,852,059
一般正味財産期首残高	252,902,351	240,075,364	12,826,987
一般正味財産期末残高	262,877,279	252,902,351	9,974,928
Ⅱ正味財産期末残高	( 262,877,279 )	( 252,902,351 )	( 9,974,928 )

### 3. 財務諸表に対する注記

#### 1. 重要な会計方針

1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

該当事項なし

2) 引当金の計上基準について

イ. 退職給与引当金

----- 役職員の退職により支給する退職給与に充てるため、毎期末に前期末と当期末の退職金要支給額の増差額から特定退職金共済掛金を除いた額を繰入れている。

3) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金、預金、未収金、前払金、仮払金、在庫品、未払金、預り金、違約金勘定を含めている。

#### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

1) 基本財産

(単位;円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
差 入 保 証 金	4,660,617	0	0	4,660,617
基 本 財 産 組 入 預 金	58,470,000	0	0	58,470,000
広 報 P R 関 係 事 業 預 金	85,000,000	0	0	85,000,000
消 費 者 相 談 関 係 事 業 預 金	14,000,000	0	0	14,000,000
合 計	162,130,617	0	0	162,130,617

2) 特定資産

(単位;円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退 職 給 与 引 当 預 金	95,524,926	9,819,313	12,360,517	92,983,722
合 計	95,524,926	9,819,313	12,360,517	92,983,722

#### 3. 引当金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位;円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退 職 給 与 引 当 金	95,524,926	9,819,313	12,360,517	92,983,722

#### 4. 担保に供している資産

該当事項なし

5. 次期繰越収支差額の内容は次のとおりである。

(単位;円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金・預金	132,864,886	152,217,018
未 収 金	9,215,020	1,937,410
前 払 金	1,525,095	1,649,185
在 庫 品	7,163,805	5,883,108
合 計	150,768,806	161,686,721
預 り 金	1,941,548	2,014,276
未 払 金	25,433,071	26,792,330
前 受 会 費	0	6,000
前 受 金	0	5,000
違 約 金 勘 定	3,000,000	0
総会開催費用引当金	17,000,000	18,500,000
指導普及事業引当金	6,000,000	7,000,000
広報PR事業引当金	5,000,000	5,000,000
情報システム事業引当金	2,000,000	2,000,000
合 計	60,374,619	61,317,606
次期繰越収支差額	90,394,187	100,369,115

6. 固定資産の保有状況

該当事項なし

7. 保証債務

該当事項なし

## 4. 附属明細書

1. 基本財産、特定資産及び引当金の明細

財務諸表に対する注記2及び3で記載しているので省略する。

## 5. 財産目録

2025年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額		
	内 訳	小 計	合 計
I. 資産の部 ( 流動資産 )			( 161,686,721 )
1. 現金		( 787,402 )	
① 四輪関係	( 671,618 )		
② 二輪関係	( 115,784 )		
2. 預金		( 151,429,616 )	
① 四輪関係	( 88,070,389 )		
みずほ銀行 麴町支店	62,656,217		
三井住友銀行 麴町支店	9,091,571		
三菱UFJ銀行 麴町中央支店	8,692,477		
都道府県会館内郵便局	7,630,124		
② 二輪関係	( 63,359,227 )		
みずほ銀行 麴町支店	63,359,227		
3. 未収金		( 1,937,410 )	
1) 会費	( 252,000 )		
① 四輪関係維持会員	148,000		
② 二輪関係維持会員	104,000		
2) 資料頒布	( 293,410 )		
① 四輪関係	290,220		
② 二輪関係	3,190		
3) 講習会費用	( 1,392,000 )		
① 四輪関係	547,000		
② 二輪関係	845,000		
4. 前払金		( 1,649,185 )	
1) 事務所賃借料	( 1,188,905 )		
① 四輪関係	1,070,015		
② 二輪関係	118,890		
2) その他	( 460,280 )		
① 四輪関係	417,640		
② 二輪関係	42,640		
5. 在庫品		( 5,883,108 )	
① 四輪関係	( 4,861,702 )		
会員証	472,539		
会員店ステッカー	414,920		
コンディションノート	518,364		
走行距離計交換歴車シール	499,026		
走行距離計改ざん歴車シール	10,657		

(単位:円)

科 目	金 額		
	内 訳	小 計	合 計
新車規約マニュアル	836,416		
中古車規約マニュアル	639,872		
新車の広告宣伝マニュアル	267,665		
中古車の広告宣伝マニュアル	305,921		
レベルアップ研修会テキスト	433,819		
新車・中古車規約研修テキスト	45,378		
中古車の「支払総額」に関するマニュアル	317,328		
自動車販売・整備業界と下請法	52,170		
消費者相談対応マニュアル	45,348		
お客様相談対応ハンドブック	2,279		
② 二 輪 関 係	( 1,021,406 )		
会 員 証	56,382		
会 員 店 ス テ ッ カ ー	88,196		
走行メーター交換記録シール	491,528		
走行距離計減算車シール	84,938		
品質評価実施店ステッカー	300,362		
( 固 定 資 産 )			( 255,491,886 )
1.基本財産		( 162,130,617 )	
1) 差入保証金	( 4,660,617 )		
事務所賃借	4,660,617		
2) 基本財産組入預金	( 58,470,000 )		
みずほ銀行麴町支店	48,470,000		
都道府県会館内郵便局	10,000,000		
3) 広報PR関係事業預金	( 85,000,000 )		
みずほ銀行麴町支店	25,000,000		
三井住友銀行麴町支店	30,000,000		
三菱UFJ銀行麴町中央支店	30,000,000		
4) 消費者相談関係事業預金	( 14,000,000 )		
みずほ銀行麴町支店	14,000,000		
2.その他の固定資産		( 93,361,269 )	
1) 退職給与引当預金	( 92,983,722 )		
① 四 輪 関 係	( 70,347,154 )		
三菱UFJ銀行麴町中央支店	70,347,154		
② 二 輪 関 係	( 22,636,568 )		
みずほ銀行麴町支店	22,636,568		
2) 電話加入権	( 377,547 )		
電話4本加入権	377,547		
資 産 合 計			417,178,607

(単位:円)

科 目	金 額		
	内 訳	小 計	合 計
Ⅱ.負 債 の 部			
( 流 動 負 債 )			( 61,317,606 )
1.預 り 金		( 2,014,276 )	
源泉所得税・住民税	( 2,014,276 )		
2.未 払 金		( 26,792,330 )	
① 四 輪 関 係	( 11,847,240 )		
公取協ニユース印刷費	539,460		
調査研究関係費	4,024,586		
指導普及関係費	2,953,336		
広報PR関係費	330,000		
組織対策関係費	392,409		
講習会開催関係費	1,601,310		
情報システム関係費	232,523		
資料等発送関係費	22,528		
厚生年金等保険料	993,232		
その他	757,856		
② 二 輪 関 係	( 14,945,090 )		
公取協ニユース印刷費	105,140		
調査研究関係費	1,506,900		
指導普及関係費	3,881,253		
広報PR関係費	508,646		
組織対策関係費	6,993,909		
講習会開催関係費	507,110		
情報システム関係費	1,006,501		
厚生年金等保険料	159,140		
その他	276,491		
3.前 受 会 費		( 6,000 )	
① 四 輪 関 係	( 6,000 )		
4.前 受 金		( 5,000 )	
① 四 輪 関 係	( 5,000 )		
5.総会開催費用引当金		( 18,500,000 )	
① 四 輪 関 係	( 14,000,000 )		
② 二 輪 関 係	( 4,500,000 )		
6.指導普及事業引当金		( 7,000,000 )	
① 四 輪 関 係	( 3,000,000 )		
② 二 輪 関 係	( 4,000,000 )		
7.広報PR事業引当金		( 5,000,000 )	
① 二 輪 関 係	( 5,000,000 )		
8.情報システム事業引当金		( 2,000,000 )	
① 二 輪 関 係	( 2,000,000 )		

(単位:円)

科 目	金 額		
	内 訳	小 計	合 計
( 固 定 負 債 )			( 92,983,722 )
1.退職給与引当金		( 92,983,722 )	
① 四 輪 関 係	( 70,347,154 )		
② 二 輪 関 係	( 22,636,568 )		
負 債 合 計			154,301,328
差 引 正 味 財 産			262,877,279

# 監査報告書

一般社団法人 自動車公正取引協議会

会長 鈴木 俊 宏 殿

2025年 5月 9日

一般社団法人 自動車公正取引協議会

監事 高橋 信行 (印)

監事 小河原 靖夫 (印)

私たち監事は、2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度の職務の執行を監査しました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、業務内容及び当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録について監査しました。

## 2 監査意見

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及び財産目録の監査結果

計算書類及び財産目録は、法人の財産及び損益の状況を適正に示しているものと認めます。

## 【第2号議案】

# 自動車業における表示に関する公正競争規約についての 中古自動車に関する施行規則改正(案)の件

## 1. 検討の経緯

◇中古車の「支払総額」の表示の実施に伴い、店頭展示車の表示(プライスボード)について、電子機器を用いた表示が普及しつつあることを踏まえ、必要表示事項の文字サイズ等を含め、実態に即した規定とするため、施行規則の改正について検討

## 2. 改正のポイント ※中古車施行規則改正(案)は、32頁参照

### 1)表示方法(電子機器を用いた表示を規定上も明確化 →第2条第1項第1号)

◇明瞭に表示するとは、縦 21.0 センチメートル、横 29.6 センチメートル(A4判)以上の大きさの用紙又はモニターサイズ11インチ(A4 相当)以上の電子機器(タブレット、電子ペーパー)を用いて表示すること

### 2)文字の大きさ(現実的で明瞭な表示を検討)

#### ①文字の大きさは、A3、B4、A4(A4相当の電子機器を含む)それぞれの表示サイズ毎に最低の大きさを規定(→第2条第1項第2号/別表1)

◇用紙の場合は、A3(以上)の最低の大きさを基準として、A3未満は用紙のサイズに比例させて、縮小した文字の大きさとする(端数切捨て)

◇電子機器の場合は、モニターサイズが11インチ(A4相当)の場合の文字の大きさについて定め、それ以上のサイズ(12インチ以上)の場合の文字の大きさについては、同サイズのプライスカード用モニターの普及状況を踏まえ見直す

#### ②文字の大きさは、表示項目毎にメリハリを付ける(→第2条第1項第2号/3号/別表1)

◇「支払総額(分類1)」は、他の表示項目よりも大きく表示し、その他の表示項目は、(分類番号の)昇順で同等以下の大きさで表示する

分類1 > 分類2 ≥ 分類3 ≥ 分類4 ≥ 分類5

- ▶ 分類1 … 支払総額
- ▶ 分類2 … 車両価格、諸費用、定期点検整備実施の有無、保証の有無
- ▶ 分類3 … 走行距離数、修復歴の有無、(保証期間・走行距離数、保証内容)
- ▶ 分類4 … その他の必要表示項目
- ▶ 分類5 … 付記説明

#### ③文字の大きさは、フォントの違い、電子化を踏まえ、「Pt(ポイント)」で規定する(→第2条第1項第2号/別表1)

◇JIS Z8305(1962)の規定に基づく

### 3)文字の大きさのバランス、表示箇所

#### ①文字の大きさのバランス(→第2条第1項第3号/4号/別表1)

◇「支払総額」よりも「車両価格」を大きく表示するケースや、「支払総額」のみ極端に大きく表示し、その他は最低サイズで表示する等、問題となる(おそれのある)ものを明確に除外

#### ②表示項目の表示箇所

◇「保証の有無」及び「定期点検整備実施の有無」は販売価格の近接した箇所に明瞭に表示することが定められている(第11条/第12条)

### 4)電子機器の特性を踏まえた表示(複数画面の表示等)への対応

◇現在普及している、中古車のプライスカード用として検討されている電子機器では、複数画面の表示は難しいと考えられるため、現時点では規定せず、普及状況を踏まえ、適宜検討を行うものとする

## 3. 今後のスケジュール等

### 1)規則改正(案)の承認申請

◇理事会及び定時総会での承認を得た後、消費者庁及び公取委に承認を申請

### 2)改正規則の周知活動の実施

◇ホームページや関係団体を通じ、改正規則に関する周知活動を実施

■中古車に関する施行規則改正(案)【新旧対照表】

改 正 案	現 行 規 則
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 規約第11条第1項の「明瞭に表示する」とは、次のことをいうものとする。</p> <p>(1) <u>縦21.0センチメートル、横29.6センチメートルのA4判以上の用紙若しくはボード(以下「用紙」という。)、又は画面の大きさが11インチ以上の電子機器を用いて表示すること。</u></p> <p>(2) <u>表示に用いる用紙又は電子機器の画面の大きさに応じ、別表1に定めるポイント以上の大きさで表示すること。用紙がA3判未満であって、B4判、A4判以外の大きさである場合には、別表1「A3判以上」欄のポイントを当該用紙の大きさに比例して減じたポイント以上の大きさとする</u>こと。</p> <p>(3) <u>別表1の分類1の事項は、他の分類の事項よりも大きい文字で表示すること。分類2から分類5までの事項は、昇順に同等又はより小さい文字で表示すること。</u></p> <p>(4) <u>ゴシック体等の視認性の高いフォントを用いて表示すること。背景の色と文字の色とは対照的な色とすること。また、文字間余白、行間余白、各項目の配置について視認性に留意すること。</u></p> <p>第3条～第21条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 規約第11条第1項の「明瞭に表示する」とは、公正取引協議会の定める様式に従い、縦21.0センチメートル、横29.6センチメートル(A4判)以上の大きさの用紙に、次に掲げる大きさ以上の肉太の文字で表示することをいう。</p> <p>(1) 販売価格 108級(2.7×2.7センチメートル)</p> <p>(2) 車名及び主な仕様区分 60級(1.5×1.5センチメートル)</p> <p>(3) その他の事項 40級(1.0×1.0センチメートル)</p> <p>第3条～第21条 (略)</p>

別表 1

規約第 11 条第 1 項の表示事項	分類	文字の大きさ(単位:Pt) ※				画面 11 インチ の電子機器
		用紙、ボード				
		A3 判以上	B4 判	A4 判		
(1) 車名及び主な仕様区分	3	24	20	17	17	
(2) 初度登録年月	4	18	15	12	12	
(3) 販売価格	「支払総額」(中古車施行規則 第 6 条第 1 項の販売価格)	1	76	76	76	76
	「車両価格」及び「諸費用」	2	28	28	28	28
(4) 走行距離数	3	24	20	17	17	
(5) 自家用、営業用、レンタカー、その他の別	4	18	15	12	12	
(6) 自動車検査証の有効期限	4	18	15	12	12	
(7) 前使用者の点検整備記録簿の有無	4	18	15	12	12	
(8) 保証の有無	「保証付き」又は「保証なし」	2	28	24	19	19
	「保証の内容」及び「保証期間 又は保証走行距離数」	3	24	20	17	17
(9) 定期点検整備実施の有無	2	28	24	19	19	
(10) 修復歴	3	24	20	17	17	
上記以外の付記等	5	15	13	10	10	

※文字の大きさ (ポイント) は、日本産業規格 Z8305(1962)による。

## 【第3号議案】

### 理事・監事の選任(案)の件

#### 1. 理事候補(5名) < >内は推薦団体

<日本自動車輸入組合> 1名  
大 極 司 (輸入組合理事)

次の方が退任されます。  
小 川 隼 平 (輸入組合前理事)

<日本自動車整備振興会連合会> 2名  
秋 葉 邦 男 (日整連副会長)  
島 雅 之 (日整連専務理事)

次の方が退任されます。  
竹 林 武 一 (日整連前会長)  
木 場 宣 行 (日整連前専務理事)

<日本中古自動車販売協会連合会> 1名  
掛 下 吉 三 (中販連副会長)

次の方が退任されます。  
海 津 博 (中販連前会長)

<日本二輪車普及安全協会> 1名  
高 橋 亮 (二普協 会長付)

次の方が退任されます。  
小 椋 道 生 (二普協専務理事)

#### 2. 監事候補(1名) < >内は推薦団体

<日本自動車販売協会連合会> 1名  
平 岡 裕 (自販連大型バス・トラック委員会副委員長)

次の方が退任されます。  
小河原 靖夫 (自販連大型バス・トラック委員会前委員)

## 【報告事項】

# 2025年度事業計画書及び会費額並びに予算書の件 2025年度事業計画書の件

## 基本方針

1. 公正競争規約に基づく適正な表示の徹底により、公正な競争の促進及び一般消費者の信頼確保・向上を図る
2. 公正競争規約及び会員店で購入するメリットを一般消費者に積極的にPRし、その認知を高める

## 重点事業

### 《四輪車関係》

1. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動
2. 中古車の「支払総額」の表示をより一層定着させるための普及活動
3. 修復歴等の不当表示の未然防止及び厳正な対処
4. 新車及び中古車の適切な販売方法に関する周知活動

### 《二輪車関係》

1. 規約の一層の定着化を図るための普及活動の実施
2. 中古二輪車の品質評価(「品質評価実施店」)の定着化
3. 公取協会員店に対する消費者の信頼を一層高めるための普及活動等のあり方に関する検討

## 《四輪車関係》

### 1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

#### 1) 規約遵守状況調査の実施

##### ① 各地区及び公取協事務局による店頭表示に関する規約遵守状況調査の実施

◇ 各地区公取協事務取扱所(4団体支部・支所等)及び公取協事務局による店頭表示に関する規約遵守状況調査を実施

##### ② 公取協事務局による広告表示に関する規約遵守状況調査の実施

◇ 新聞・チラシ広告の表示について、公取協事務局による規約遵守状況調査を実施

#### 2) 広告表示適正化のための普及活動の実施

##### ① 広告制作等に関する事前相談への積極的な対応及び情報提供の実施

◇ 広告制作等に関する事前相談に積極的に対応、相談事例や問題点について、ホームページや「AFTC INFORMATION」によりリアルタイムな情報提供を実施

##### ② 「支払総額」の表示を定着させるための中古車情報誌賛助会員等との連携強化

◇ 「支払総額」の表示を定着させるため、中古車情報誌賛助会員との連携を一層強化、中古車広告表示研究会の開催等を通じ、表示を定着させるための対応や課題について情報共有や意見交換を実施するとともに、表示を定着させるための協力を要請

◇ JAROや新聞協会、広告関係事業者との情報共有等を通じ、連携を強化

#### 3) 関係団体との連携による規約普及活動の推進

◇ 店頭表示や広告表示について、関係団体と連携した規約普及活動を実施

◇ 各地区規約担当者を対象とした研修の充実等、各地区における規約普及指導体制の充実を図る

### 2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動

#### 1) 会員事業者(「表示管理者」)等を対象とした研修会の開催

##### ① eラーニング(動画配信)による規約等に関する研修会の開催

◇ 会員事業者の「表示管理者」を対象とした、規約や広告宣伝に関する研修会(「基礎研修」及び「レベルアップ研修」)を開催

◇ 研修会の効率的開催及び受講者の利便性向上に資するため、研修会資料(規約マニュアル等)の配付方法や研修会の実施方法等について検討

## ②ブロックや地区単位、事業者単位の規約等に関する研修会の開催

◇地区や会員事業者の要望に基づき、担当部門やスキル等に応じた研修会を開催

## 2) 広告関係事業者(「広告表示管理者」)を対象とした研修会の開催

### ①eラーニング(動画配信)による規約等に関する研修会の開催

◇広告関係事業者の「広告表示管理者」を対象とした、規約や広告宣伝に関する研修会(「基礎研修」及び「レベルアップ研修」)を開催、受講者には、会員事業者が安心して広告作成を依頼できる目安として、「広告表示管理者研修 受講証」を発行

### ②地区単位、事業者単位の規約等に関する研修会の開催

◇地区単位の会員事業者対象の研修会に広告関係事業者の参加を呼び掛けるとともに、広告関係事業者を対象とした研修会を開催

## 3) 「表示管理者」を通じた規約普及活動の推進と表示管理体制充実の促進

◇「表示管理者」による表示等のチェックや規約に基づく適正な表示の周知等、各社における規約の普及活動を推進する等、表示管理体制の充実を促進

◇表示管理者の選任の有無をはじめとした、会員事業者の表示等管理体制を点検するためのセルフチェックを実施

## 3. 中古車の「支払総額」の表示をより一層定着させるための普及活動

### 1) 「支払総額」の表示をより一層定着させるための普及活動等の実施

#### ①各地区公取協事務取扱所と連携した普及活動の実施

◇各地区公取協事務取扱所と連携した「支払総額」の表示に関する研修会の開催

◇各地区における普及状況の実態や問題点に関して適宜情報共有を実施

#### ②「支払総額」の解説動画やプライスカード作成システムを活用した普及促進

◇「支払総額」の表示に関する解説動画(HPに公開)の視聴促進

◇「支払総額」の表示に対応したプライスカード作成システム(HPに公開)を改修し、会員事業者の活用を促進

#### ③「支払総額」の表示を守らない事業者のトラブル事例を基にした会員店の優良性のPR

◇「言葉巧みに『支払総額』以外の費用の支払いを求める等、『支払総額』の表示を守らない事業者に騙されないよう注意を促す」とともに、「公取協会員店は、『支払総額』の表示を守る安心のお店であること」を消費者にPRするための動画を作成し、YouTubeに公開、ホームページに誘導するバナー広告を配信

◇中古車情報誌・サイト等の協力を得て、これらの内容について消費者に対するPR・啓発活動を実施

#### ④「支払総額」の表示の定着状況に関する実態把握の実施

◇「支払総額」の表示の定着状況等について、消費者からの苦情相談のモニタリング、店頭表示及び広告表示に関する規約遵守状況調査を通じて実態を把握

### 2) 不当な価格表示に対する監視・指導の強化と厳正な対処

#### ① 苦情相談のモニタリングによる苦情相談の多い事業者に対する監視活動の実施

◇消費者からの『「支払総額」で購入できない』等の不当な価格表示に関する苦情相談をモニタリングすることにより、苦情相談の多い事業者に対する監視活動を実施

◇苦情相談のモニタリングで見られた問題点について、会員事業者に対する問題の指摘及びトラブルにならないための消費者に対する注意喚起等を実施

#### ② 販売実態のモニタリングによる苦情相談の多い事業者の表示と販売実態の把握

◇苦情相談のモニタリング結果を踏まえ、販売実態のモニタリングを実施、中古車の不当な価格表示や不適切な販売方法等、苦情相談の多い事業者の表示と販売実態を把握

◇不当な価格表示等、問題が認められた場合、事業者に対する「改善要請」を実施

#### ③ 苦情相談の多い事業者に対する実地(立入り)調査の実施

◇「改善要請」に応じない場合や改善が認められない場合、苦情相談の多い事業者の不当な価格表示等について、規約違反被疑事案として実地(立入り)調査を実施

#### ④ 不当な価格表示に対する厳正な対処

◇実地(立入り)調査の結果、不当な価格表示や不適切な販売方法が認められた場合、規約違反措置基準に基づき、「厳重警告」の措置を採るとともに、悪質な場合は併せて「違約金」、「事業者名公表」の措置を採る等、厳正に対処

### 3) 店頭展示車の表示(プライスボード)に関する施行規則改正(案)の承認申請及び周知活動の実施

#### ① 規則改正(案)の承認申請

◇店頭展示車の表示(プライスボード)について、電子ペーパー等のデジタル機器を用いた表示が普及しつつあることを踏まえ、必要表示事項の文字サイズ等を含め、実態に即した規定とするための規則改正(案)を理事会及び定時総会(6月開催予定)に上程、承認を得た後、消費者庁及び公取委に承認を申請

#### ② 改正規則の周知活動の実施

◇ホームページや関係団体を通じ、改正規則に関する周知活動を実施

## 4. 修復歴等の不当表示の未然防止と厳正な対処

### 1) 修復歴及び冠水車、走行距離等の不当表示の未然防止の実施

◇規約遵守状況調査や研修会を通じ、修復歴及び冠水車、走行距離等の適正な表示について周知活動を実施、問題のある表示については改善指導を実施

### 2) 修復歴等の不当表示に関する監視調査の継続実施と厳正な対処

◇オークションで落札された修復歴車や冠水車、改ざん歴車の販売時の表示実態調査を継続して実施

◇会員の修復歴や冠水車、走行距離の不当表示に対しては、「嚴重警告」、悪質な場合は併せて「違約金」、「事業者名公表」の措置を採る等、厳正に対処

◇非会員の不当表示に対しては、消費者庁や都道府県に景品表示法に基づく措置を要請

## 5. ステルスマーケティングに関する改正規約の周知と監視活動

### 1) ステルスマーケティングに関する改正規約・施行規則の周知活動の実施

◇研修会等を通じ、「事業者の表示であるにもかかわらず、事業者の表示であることが判別困難な表示」は、優良・有利誤認となるかどうかは問わず、不当表示となること等について周知活動を実施

### 2) 「口コミ」投稿等における監視活動の実施

◇苦情相談の多い事業者について、中古車情報ウェブサイト等の「口コミ」投稿に関する監視活動を行い、規約違反となるおそれのある「口コミ」投稿が認められた場合、当該事業者に対する事実確認を実施、規約違反が認められた場合は、当該事業者に改善指導を実施するとともに、掲載媒体社に対し不当表示未然防止について対応を要請

## 6. カタログ等の装備品の適正な表示に関する周知活動

### 1) 消費者にわかりやすい適正な表示の周知活動の実施

◇研修会等を通じ、カタログにおける装備品等の明瞭な表示等、適正な表示方法に関する周知活動を実施

### 2) 表示の実態把握及び改善指導の実施

◇カタログや広告等の装備品等の表示及び打消し表示について、表示状況に関する実態把握を実施、問題等がみられた場合は改善指導を実施

## 7. 自動運転化技術に関する適正な表示の検討及び普及活動

### 1) 自動運転化技術の達成レベルに応じた機能内容及び限界等の適切な表示の検討と周知

- ◇研修会等を通じ、「運転支援車(レベル1、2)並びに自動運転車(レベル3)及びその機能の表示に関する規約運用の考え方」の周知活動を実施
- ◇自動運転化技術レベル4以降の自動運転車及びその機能について、今後の進展を踏まえ、表示のあり方及び注意喚起表示の内容等について、関係機関と連携しながら検討

### 2) 自動運転化技術について、消費者の誤解や過信を招かないためのテレビCM等の表示(映像表現)内容に関する検討と指導の実施

- ◇テレビCM等の実態を把握、消費者の誤解や過信を招かないようにするため、必要に応じて、自動運転化技術のレベルに応じた適切な表示(表現)内容について検討及び指導を実施

### 3) 中古車の運転支援機能等の今後の表示のあり方の検討及び情報提供の実施

- ◇中古車販売時における表示や情報提供及びそのための情報収集のあり方等について検討、必要に応じて情報提供を実施
- ◇広告や店頭の実態を把握、問題等がみられた場合は改善指導を実施

## 8. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

### 1) SNS等を活用した広告宣伝における留意点の周知活動の実施

- ◇SNS等を活用した広告宣伝における表示の留意点について周知活動を実施するとともに、SNSの表示に関する実態把握を適宜実施、必要に応じて表示のあり方について検討

### 2) 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

- ◇消費者ニーズに対応した新たな販売方法やサービス等に関する実態把握等を実施、表示上の問題の有無や、必要に応じて表示のあり方について検討

## 9. 中古車の車両状態評価に関する監修・監査及びPR活動

### 1) 車両状態評価に関する監修基準に基づく監修及び監査の実施

- ◇車両状態評価の評価機関からの申請に基づき、車両状態評価制度(システム)が監修基準を満たしているか審査を行い、監修基準を満たしている場合は監修を実施
- ◇監修を受けた評価機関の評価制度(システム)について、定期的な監査を実施

## 2)車両状態評価に関する監修制度等についてのPR活動の実施

- ◇公取協の車両状態評価の「監修制度」及び監修を受けた「評価機関」並びに「評価付き中古車」の信頼性について、ホームページ等を通じて一般消費者に対するPR活動を実施

# 10. 消費者関連事業の推進

## 1)消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための活動の実施

### ①苦情・相談の受付と、トラブル対応・未然防止のための情報提供の実施

- ◇消費者からの苦情・相談を効率的に受け付け、トラブル解決のための適切な助言を行う等、迅速かつ適切に対応
- ◇受付けた苦情相談を基にトラブルの発生原因や規約(表示上の問題)との関連、販売対応の問題点等を分析、ホームページ等において、売買の際の留意点やトラブル未然防止のための注意点等を会員事業者及び消費者に情報提供するとともに、相談が増加しているものや悪質なものについては、注意喚起を実施

### ②「消費者相談対応マニュアル」、「同ハンドブック」に基づく研修会の開催

- ◇各地区公取協事務取扱所や会員事業者からの要望に基づき、「消費者相談対応マニュアル」及び「同ハンドブック」等に基づく研修会を開催

### ③苦情相談及び販売実態のモニタリングと苦情相談の多い事業者に対する指導の実施

- ◇苦情相談のモニタリング結果を踏まえ、苦情相談の多い事業者の不当な価格表示や不適切な販売方法に関する販売実態のモニタリングを実施、問題がみられた場合は「改善要請」
- ◇「改善要請」に応じない場合や改善が見られない場合、規約違反被疑事案として実地(立入り)調査を実施の上、規約違反措置基準に基づき「厳重警告」、悪質な場合は併せて「違約金」、「事業者名公表」の措置を採る等、厳正に対処

## 2)国民生活センター及び消費生活センター、消費者団体等との連携強化

- ◇国民生活センター及び各地区消費生活センター、消費者団体等との情報交換活動を実施する等連携強化を図るとともに、各地区における円滑な相談対応を図るため、消費生活センターや消費者団体と、関係団体との懇談会を開催
- ◇地区消費生活センター等からの要請に基づき、相談受付担当者を対象とした、相談受付状況や消費者相談への対応方法等に関する研修を実施
- ◇消費者が求める表示や現状の表示に対する認識、評価等について把握するため、必要に応じて消費者を対象としたアンケートを実施

## 11. 新車及び中古車の適切な販売方法に関する周知活動

### 1) 不適切な販売方法を未然に防止するための問題点の把握

◇前年度に実施した消費者からの苦情相談のモニタリングにより、

- ▶ 新車の販売において、「転売防止のため、現金購入の場合も『所有権を留保』する」、「『ローンによる購入』、『メンテパックやオプションの購入』、『下取車の入庫』を販売の条件とする」
- ▶ 中古車の販売において、「『支払総額』を表示しながら、言葉巧みにメンテパックやオプション、不適切な諸費用等の追加費用の支払いを求める」等、

自動車販売に対する信頼を揺るがすような不適切な販売方法が認められた

◇「表示」という観点だけでは把握できない販売方法の実態を把握するため、消費者からの苦情相談のモニタリング及び、必要に応じて販売実態のモニタリングを実施、新車及び中古車の販売方法等の問題点等を把握し、不適切な販売方法の未然防止を図る

### 2) トラブル未然防止のためのリアルタイムな情報発信

◇苦情相談や販売実態のモニタリングでみられた問題点等について、会員事業者に対する問題の指摘及びトラブルを未然に防止するための消費者に対する注意喚起等、リアルタイムな情報発信を実施

### 3) 適切な販売方法に関する周知活動の実施

◇規約に基づく適正な表示や消費者相談への対応と併せ、適切な販売方法に関するマニュアルを作成、同マニュアルに基づく研修会を開催する等、会員事業者に対する適切な販売方法に関する周知活動を実施

◇消費者を対象とした、上手な自動車の買い方に関する動画の公開や、国民生活センター等と連携した消費者啓発のための研修会の開催等、消費者の被害やトラブルを未然に防止するための周知活動を実施

## 12. 広報PR活動

### 1) 「支払総額」の表示で安心の公取協会員店の消費者に対するPR活動の実施

◇「言葉巧みに『支払総額』以外の費用の支払いを求める等、『支払総額』の表示を守らない事業者に騙されないよう注意を促す」とともに、「公取協会員店は、『支払総額』の表示を守る安心のお店であること」を消費者にPRするための動画を作成し、YouTube に公開、ホームページに誘導するバナー広告を配信

## 2) 会員に対する情報提供の充実

- ◇メールを活用した「AFTC INFORMATION」等を通じ、規約運用の考え方や広告表示に関する注意点等の情報を会員に配信、公取協の活動内容や各種情報を掲載した「公取協ニュース」(機関紙)を発行

## 13. 大型車関係事業の推進

### 1) 規約に基づく適正表示の推進

- ◇大型車関係の会員事業者や広告関係事業者を対象に、規約や広告宣伝に関するマニュアル等に基づく研修会を開催

### 2) 独禁法、下請法に関する普及活動の実施

- ◇大型車の実態等を踏まえた燃費や運転支援機能等に関する情報提供のあり方について、メーカー、ディーラーへのヒアリングを継続して実施しながら検討
- ◇独禁法、下請法の運用状況等を踏まえ、マニュアルに基づく研修会や情報提供等を実施
- ◇独禁法・下請法の普及状況等に関する地区大型車委員会との懇談会を開催、活動内容を各地区公取協事務取扱所に展開する等、各地区の活動に協力

## 14. その他の事業

### 1) 関係団体及び地方組織との連携強化活動

- ◇関係団体及び各地区との連携強化を図るため、公取協事務取扱所長会議や規約担当者研修会等を開催

### 2) 公正取引に関する法令(独禁法、下請法等)の普及指導

- ◇会員における独占禁止法や下請法違反行為の未然防止を図るため、「事業者団体活動と独禁法」に関するマニュアル及び下請法マニュアルの活用を促進、同マニュアルに基づく研修会の開催等、普及活動を実施

## 《二輪車関係》

### 1. 規約の一層の定着化を図るための普及活動の実施

#### 1) 会員専用ページを活用した普及活動

##### ① 会員専用ページを活用したセルフチェックの実施

◇ 会員専用ページを活用したセルフチェックを通じ、効率的で効果的な規約普及を実施

##### ② 国内4銘柄並びに関係団体と連携した普及活動の実施

◇ セルフチェックの実施状況等について国内4銘柄並びに関係団体と情報共有し、効率的なフォロー活動を実施

##### ③ セルフチェック活動を通じた適正表示の実施を、より一層徹底するための検討

◇ セルフチェックの目的や実施方法等を動画にまとめて公開する等、より実施率を向上させるための方策を検討

◇ セルフチェックの実施状況に関する確認の精度を上げるための方策について検討

##### ④ 会員専用ページを活用した、より効果的で効率的な規約の普及方法の検討

◇ 規約に基づく適正な表示方法を解説した動画やプライスカード作成システムの利活用方法をまとめた動画を作成し、会員専用ページにおいて公開する等、より効果的で効率的な規約の普及方法について検討

◇ 国内4銘柄や関係団体等と連携した、より効果的な普及活動の検討、実施

◇ 会員専用ページを活用して、会員店自らが規約普及活動の実施状況をPRするためのツールを準備する等、会員店がメリットと感じられる方策について検討

#### 2) 規約アドバイザー制度を活用した普及活動

##### ① 規約アドバイザーによる訪問活動の実施

◇ 規約アドバイザーによる会員店訪問活動により、表示内容や品質評価者講習受講について、会員店に直接アドバイスを行う等、きめ細やかな規約の普及活動を実施

##### ② 規約アドバイザーによる規約普及活動の充実

◇ 規約アドバイザーの拡充及び活動範囲の順次拡大について検討、実施

◇ 会員専用ページによる規約の普及活動と並行して、フォローが必要な会員店に対する規約アドバイザーによる、より効果的な普及活動について検討、実施

## 2. 中古二輪車の品質評価(「品質評価実施店」)の定着化

### 1)「品質評価実施店」の拡充

- ◇会員専用ページを活用した店頭表示のセルフチェックの実施徹底や品質評価者更新講習の受講徹底により、「品質評価実施店」における適正表示の継続実施及び未選定会員店の選定を促進することで「品質評価実施店」を拡充
- ◇「品質評価実施店」に関する消費者向けPR活動を継続して実施、同実施店の認知度を高めることで、会員店の参加意識の向上と拡充につなげる

### 2)品質評価者講習の実施

- ◇2025年度は、3年で一巡する講習の更新期に当たるため、更新講習の内容を刷新して品質評価者講習を実施
- ◇会員専用ページにログイン後、スムーズに品質評価者講習が受講できることを引き続き会員に周知
- ◇国内4銘柄並びに関係団体と受講状況を共有、各方面によるフォロー活動を実施するとともに、メールの送信や公取協コールセンターによるフォロー活動も実施

### 3)「品質評価実施店」の積極的な PR 活動の実施

- ◇「品質評価実施店」の消費者向け PR 動画を新たに作成し、YouTube へのCM配信やSNSに投稿する等、PR 活動を継続して実施
- ◇店頭において「品質評価実施店」をPRするためのツールを作成する等、会員店による PR 活動をサポート

## 3. 走行距離等の不当表示の未然防止と厳正な対処

### 1)走行距離及び冠水車等の不当表示の未然防止の実施

- ◇会員専用ページ等を通じ、走行距離及び冠水車等の適正な表示について周知活動を実施、問題のある表示については改善指導を実施

### 2)走行距離表示に関する実態調査の実施

- ◇二輪情報誌及び WEB サイトにおける走行距離表示に関する第8回実態調査を実施（日本二輪車オークション協会の走行距離確認サービスを利用している情報誌及びWEBサイトは調査対象外とする）
- ◇調査の結果、不当表示が認められた場合には、規約違反として厳正に対処するとともに、関係団体や担当販社と連携して不当表示の未然防止を徹底

### 3)二輪情報誌との連携による適正な走行距離表示の促進

- ◇二輪情報誌と走行距離表示の適正化のための課題について意見交換を実施、情報を共有するとともに、表示適正化のための協力を要請

## 4. ステルスマーケティングに関する改正規約の周知と監視活動

### 1) ステルスマーケティングに関する改正規約・施行規則の周知活動の実施

◇会員専用ページ等を通じ、「事業者の表示であるにもかかわらず、事業者の表示であることが判別困難な表示」は、優良・有利誤認となるかどうかは問わず、不当表示となること等について周知活動を実施

### 2) 「口コミ」投稿等における監視活動の実施

◇中古車情報ウェブサイト等の「口コミ」投稿に関する監視活動を行い、規約違反となるおそれのある「口コミ」投稿が認められた場合、当該事業者に対する事実確認を実施、規約違反が認められた場合は、当該事業者に改善指導を実施するとともに、掲載媒体社に対し不当表示未然防止について対応を要請

## 5. カタログ等の装備品の表示の問題点及び適正表示に関する周知活動

### 1) ウェブカタログの装備品表示の問題点等に関する周知活動の実施

◇「写真の車両は実際のものとは仕様が異なる場合がある」旨の表示や「アクセサリ装着車」と表示しながら、その内容が明示されていない表示等、ウェブサイト(ウェブカタログ)における表示実態調査で見られた問題点について、周知活動を実施

### 2) 消費者にわかりやすい適正な表示の周知活動の実施

◇カタログや広告等の装備品等の表示及び打消し表示について、消費者にとってわかりやすい、明瞭な表示等、適正な表示方法に関する周知活動を実施

◇上記について、表示の状況に関する実態把握を適宜実施、問題等がみられた場合は改善指導を実施

## 6. 公取協会員店に対する消費者の信頼を一層高めるための普及活動等のあり方に関する検討

### 1) 消費者が公取協会員店に求める「安心と信頼」に関する検討

#### ① 公取協会員店ならではの「安心や信頼」、「優良性」に関する検討

◇消費者が二輪車販売店に求める「安心や信頼」とは何か、現在の普及活動が、消費者の要望に応えうるものとなっているのか等について検討

◇また、公取協会員販売店が消費者に訴求したい「会員店ならではの優良性」とは何か、双方の観点から検討

### 2) 今後の普及活動等のあり方に関する検討

◇上記1)の検討、及び会員販売店におけるプライスカードの表示や品質評価の実施状況等の実態を踏まえ、今後の普及活動等のあり方について検討

## 7. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

### 1) SNS等を活用した広告宣伝における留意点の周知活動の実施

◇SNS等を活用した広告宣伝における表示の留意点について周知活動を引き続き実施するとともに、SNSの表示に関する実態把握を適宜実施、必要に応じて表示のあり方について検討

### 2) 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

◇消費者ニーズに対応した新たな販売方法やサービス等に関する実態把握等を適宜実施、表示上の問題の有無や、必要に応じて表示のあり方について検討

## 8. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動

### 1) 消費者からの苦情・相談の受付と対応

◇二輪車に関する消費者からの苦情・相談を受け、トラブル解決のための適切な助言を行う等、迅速かつ適切に対応

◇苦情・相談の情報から一般消費者への周知が必要な内容については、情報発信して対応

## 2025年度会費額の件

■普通会員会費(団体会費) ⇒ 前年同額

<普通会員会費(団体会費)>

団 体 名	会 費 額
自 工 会	33,003,000円
自 販 連	4,755,000円
全 軽 自 協	2,193,000円
輸 入 組 合	432,000円
日 整 連	837,000円
中 販 連	837,000円
日本二輪車普及安全協会	432,000円
全国オートバ`協同組合連合会	432,000円
合 計	42,921,000円

※維持会員会費(個別会費)についても、前年同額とする。

ランク	全従業員数	会 費 額		
		従業員割会費	均等割会費	合 計
A	1,000人以上	134,000円	6,000円	140,000円
B	999人~500人	94,000円	6,000円	100,000円
C	499人~300人	64,000円	6,000円	70,000円
D	299人~100人	34,000円	6,000円	40,000円
E	99人~30人	14,000円	6,000円	20,000円
F	30人未満	4,000円	6,000円	10,000円
直接会員(ただし、30人未満の場合)		4,000円	6,000円	10,000円
中古車専業者及び整備兼業者 二輪小売業者 (ただし、30人未満の場合)			6,000円	6,000円
メーカー(各社合計分)		33,946,000円		
二輪車メーカー(各社合計分)		12,000,000円		

# 2025年度予算書の件

## 収 支 予 算 書

自 2025年 4月 1日  
至 2026年 3月31日

### I. 収 入 の 部

(単位;円)

勘 定 科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
1. 会 費 収 入	( 254,309,000 )	( 254,309,000 )	( 0 )
1) 普 通 会 員 会 費	42,921,000	42,921,000	0
2) 維 持 会 員 会 費	209,180,000	209,180,000	0
3) 賛 助 会 員 会 費	2,208,000	2,208,000	0
2. 入 会 金 収 入	( 1,750,000 )	( 1,900,000 )	( △ 150,000 )
3. 事 業 収 入	( 31,070,000 )	( 21,070,000 )	( 10,000,000 )
1) 資 料 頒 布	17,070,000	15,070,000	2,000,000
2) 講 習 会 会 費	14,000,000	6,000,000	8,000,000
4. 雑 収 入	( 350,000 )	( 350,000 )	( 0 )
5. 違 約 金 預 金 取 崩 収 入	( 0 )	( 3,000,000 )	( △ 3,000,000 )
6. 総 会 開 催 費 用 引 当 預 金 取 崩 収 入	( 0 )	( 6,500,000 )	( △ 6,500,000 )
7. 退 職 給 与 引 当 預 金 取 崩 収 入	( 21,849,479 )	( 12,221,000 )	( 9,628,479 )
当 期 収 入 合 計	309,328,479	299,350,000	9,978,479

## Ⅱ. 支出の部

(単位:円)

勘定科目	予算額	前年度予算額	増減
1. 事業費	( 248,430,000 )	( 243,960,000 )	( 4,470,000 )
1) 調査研究事業費	14,500,000	13,500,000	1,000,000
2) 指導普及事業費	20,500,000	19,100,000	1,400,000
3) 独禁法等調査研究事業費	2,500,000	2,500,000	0
4) 広報PR事業費	19,500,000	19,200,000	300,000
5) 組織対策事業費	15,300,000	15,300,000	0
6) 講習会開催事業費	13,500,000	8,700,000	4,800,000
7) 情報システム関係事業費	5,900,000	5,800,000	100,000
8) 資料頒布原価	5,200,000	4,700,000	500,000
9) 関係団体負担金	2,999,000	2,999,000	0
10) 会費徴収事務費	7,788,000	7,788,000	0
11) 役員報酬	17,928,000	17,676,000	252,000
12) 確定拠出年金掛金	252,000	504,000	△ 252,000
13) 給料手当	81,750,000	78,500,000	3,250,000
14) 法定福利費	14,970,000	15,255,000	△ 285,000
15) 厚生費	4,560,000	3,944,000	616,000
16) 会議費	2,330,000	9,500,000	△ 7,170,000
17) 賃借料	12,842,000	12,842,000	0
18) 施設維持費	606,000	606,000	0
19) 通信運搬費	2,950,000	2,900,000	50,000
20) 光熱水料費	709,000	744,000	△ 35,000
21) 消耗品費	1,004,000	1,210,000	△ 206,000
22) 図書費	27,000	27,000	0
23) 修繕費	35,000	35,000	0
24) 交際費	200,000	200,000	0
25) 旅費交通費	30,000	30,000	0
26) 雑費	550,000	400,000	150,000

(単位;円)

勘定科目	予算額	前年度予算額	増減
2. 管理費	( 29,546,000 )	( 32,893,000 )	( △ 3,347,000 )
1) 役員報酬	11,952,000	11,784,000	168,000
2) 確定拠出年金掛金	168,000	336,000	△ 168,000
3) 給料手当	11,530,000	13,670,000	△ 2,140,000
4) 法定福利費	3,251,000	3,720,000	△ 469,000
5) 厚生費	635,000	610,000	25,000
6) 会議費	240,000	1,000,000	△ 760,000
7) 賃借料	1,428,000	1,428,000	0
8) 施設維持費	68,000	68,000	0
9) 通信運搬費	40,000	40,000	0
10) 光熱水料費	78,000	81,000	△ 3,000
11) 消耗品費	108,000	108,000	0
12) 図書費	5,000	5,000	0
13) 修繕費	7,000	7,000	0
14) 交際費	14,000	14,000	0
15) 旅費交通費	7,000	7,000	0
16) 雑費	15,000	15,000	0
3. 引当預金支出	( 8,213,000 )	( 9,364,000 )	( △ 1,151,000 )
1) 退職給与引当預金	8,213,000	9,364,000	△ 1,151,000
4. その他の支出	( 23,139,479 )	( 13,133,000 )	( 10,006,479 )
1) 特定退職金共済掛金	1,290,000	912,000	378,000
2) 退職金	21,849,479	12,221,000	9,628,479
当期支出合計	309,328,479	299,350,000	9,978,479

(注) 1. 借入金限度額 30,000,000円  
2. 債務負担額 3,000,000円





